

神戸宣言に基づく計画策定等の運用について

平成 30 年 1 月 31 日

製造業安全対策官民協議会 ワーキンググループ

製造業安全対策官民協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、神戸宣言（別添）に基づき、計画を策定するなど具体的な運用に当たり、以下のとおり取扱うこととする。

1. 基本的な考え方

神戸宣言に基づく協議会の取組は、安全に関する業界の取組の底上げと対外的な発信を図ることが目的であり、毎年の計画の策定やその実施状況の取りまとめについては、協議会の構成員及びその会員企業の自主的な取組を基本とする。

2. 具体的な取扱い

- (1) 協議会の構成員は、計画の策定を行うか、策定した計画及びその実施状況を協議会に提出するかについて、自らの状況に応じて任意に決定する。
- (2) 協議会の構成員が計画の策定を行う場合は、対応可能なものから記載することとし、毎年改定することを可能とする。つまり、自らの状況に応じ神戸宣言の4つの経営理念のいずれかに関連する活動を盛り込むこととし、4つの経営理念全てに対して網羅的に関連する活動を盛り込む必要はない。なお、計画の策定・改定時には、サブワーキンググループでの議論の内容を反映することが望ましい。
- (3) 協議会の構成員が計画及びその実施状況の提出を行う場合には、ワーキンググループのメンバーで構成するアドバイザリーボードに報告する。アドバイザリーボードは、他業界のベストプラクティスの紹介を行うなどのアドバイスを行う。

3. 対外的な発信

協議会は、構成員等が策定した計画及びその実施状況、広く共有することが望ましいベストプラクティスなどを取りまとめ、全国産業安全衛生大会などの場において、積極的に対外発信を行うこととする。

以上